

徳島県告示第十七号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量 地図情報レベル五〇 ○（航空レーザ測深による河川内の地形測量）	那賀川直轄管理区間（ 河口〓一七・五k）	令和元年十二月二十四日から 令和二年三月二十七日まで